

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601155号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600089号

第1 結論

昭和48年1月から昭和60年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年1月から昭和60年12月まで

私は、昭和63年3月14日にA市役所で国民年金の加入手続を行った際、女性職員から、30数万円の国民年金保険料を納付すれば、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和48年1月から国民年金の加入手続を行った昭和63年3月まで国民年金の記録を繋げることができるとの話を聞いたので、同日中に金融機関で現金をおろし、市役所で、請求期間を含む昭和48年1月から昭和63年3月までの期間の国民年金保険料を一括で納付した。

したがって、国民年金保険料の納付記録は昭和48年1月まで遡るはずなのに、年金事務所の記録では、昭和61年1月から納付したことになっており、請求期間の国民年金が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が所持する預金通帳には、昭和63年3月14日に33万円の出金記録があることから、同日に国民年金の加入手続を行い、請求期間を含む昭和48年1月から昭和63年3月までの期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、昭和63年3月時点では請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理日は昭和62年12月22日であり、請求者の国民年金の加入手続は昭和62年12月頃に行われたと考えられ、昭和62年12月時点では、請求期間のうち、昭和60年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、昭和62年12月時点において納付可能な昭和60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、オンライン記録によると、昭和63年2月5日を過誤納の発生年月日として、請求者が時効期間経過後に保険料を納付したため還付された記録となっているところ、振込先の金融機関名及びその口座番号は、請求者が所持している預金通帳であること

が確認でき、当該通帳によると、当該期間の保険料額に相当する金額が昭和 63 年 3 月 28 日に入金されていることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601168号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600090号

第1 結論

昭和49年8月から昭和52年3月までの請求期間、昭和53年12月から昭和54年12月までの請求期間、昭和57年6月から同年11月までの請求期間及び昭和58年10月から昭和62年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年8月から昭和52年3月まで
② 昭和53年12月から昭和54年12月まで
③ 昭和57年6月から同年11月まで
④ 昭和58年10月から昭和62年8月まで

私は、自分の老後のため、昭和45年3月頃に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、一部納付しなかった期間があるものの、原則的には毎月払い続けていた。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者が国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出を受ける必要があるところ、請求者に対しては、昭和46年10月にA県B市において払い出された記号番号(以下「記号番号C」という。)及び昭和52年11月にA県D市において払い出された記号番号(以下「記号番号E」という。)の2つの記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかしながら、昭和46年10月に払い出された記号番号Cについては、請求者が昭和48年7月からF市に居住していたことが戸籍の附票により確認できるところ、同市が保管する請求者に係る国民年金被保険者名簿には、昭和49年8月に同市からB市へ転出の旨の記載があるものの、戸籍の附票では、この転出が確認できず、請求者は、昭和49年8月頃から記号番号Cに係るオンライン記録により不在が判明した平成8年10月頃までの期間、不在者とされていたことが推認でき、この間、記号番号Cに基づき、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、昭和 46 年 10 月に払い出された記号番号 C については、請求者が不在者でなくなったと推認できる平成 8 年の時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、昭和 52 年 11 月に払い出された記号番号 E については、国民年金被保険者台帳によれば、記号番号 E に係る国民年金被保険者資格は、取得日が昭和 52 年 10 月 14 日、喪失日が昭和 53 年 4 月 1 日となっており、記号番号 E では、昭和 52 年 10 月 14 日の被保険者資格取得日より前の期間の国民年金保険料は納付できない上、オンライン記録では、記号番号 E に基づく昭和 53 年 4 月 1 日以降の期間の国民年金被保険者資格は、平成 8 年 11 月 28 日に取得処理が行われていることから、記号番号 E では、同日まで、昭和 53 年 4 月 1 日以降の期間は国民年金の未加入期間とされていた。

加えて、昭和 52 年 11 月に払い出された記号番号 E については、昭和 53 年 4 月 1 日以降の国民年金被保険者資格の取得処理が行われた平成 8 年の時点では、請求期間②、③及び④の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601153号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600091号

第1 結論

昭和59年6月から昭和60年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年6月から昭和60年1月まで

請求期間の国民年金保険料が未納の記録となっている。請求期間に係る国民年金の加入手続の時期及び場所に関する記憶や証拠となる資料はないが、国民年金保険料を納付した記憶はある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続の時期及び場所に関する記憶がない旨陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、平成5年10月分から同年12月分までの国民年金保険料の収納年月日(平成6年2月14日)及びオンライン記録の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得処理日により、平成6年2月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に、当時居住していたA市(B市C区)において行われたと考えられ、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を、D市のE社(現在はF社)の窓口において納付書で納付したと思う旨陳述しているが、請求者がこれまで交付された年金手帳は1冊のみであるとして保有している年金手帳には、D市に係る記述は見当たらない上、記号番号欄にはA市を管轄する社会保険事務所(当時)を示す「A」の押印があり、住所欄の最上段にも請求者が昭和63年11月に婚姻を契機に転居したとする同市の住所が記載されている。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。